

6 訴訟費用は被告らの負担とする。

7 この判決の第1項ないし第4項は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

1 主文1項と同旨

2 被告らは、別紙請求債権目録2「原告氏名」欄記載の原告らに対し、連帯して、同目録「請求金額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年4月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 争いのない事実（被告らによるFX取引ソフトの販売）

被告株式会社エイ（以下「被告エイ」という。）は、平成19年1月30日に設立された「ソフトウェアの企画・販売、卸、ならびに小売」等を目的とする株式会社であり、顧客に対し、「Art FX」という名称のFX（外国為替証拠金）取引のトレーディングソフトないしトレーディングシステムを販売していた。被告安在■■■■は、被告エイの設立から現在まで、被告エイの代表取締役であった者である。

被告株式会社Truth Company（以下「被告TC」という。）は、平成20年8月29日に設立された「インターネット等を通じた通信販売業務」等を目的とする株式会社であり、被告エイの代理店として、「Art FX」を販売するほか、同様のFX取引のソフトないしシステムである「f(x)=function」、「All Empower Trading」を販売していた（以下これらのFX取引ソフトを「本件ソフト」という。）。被告下野■■■■は、被告TCが設立された平成20年8月29日から平成22年8月16日まで同社の代表取締役であった者である。被告鶴田■■■■は、平成20年8月29日から現在まで同社の取締役であり、平成22年8月16日以降は、同社の代表取締役であった者である。被告坂本■■■■は、平成20年8月29日から平成23年1月10日まで、被告青柳■■■■、被告大川■■■■は、平成20年8月29日から現在まで、同社の取締役であった者である。

2 請求の原因（原告らの主張）

（1）F X取引ソフトの購入及びこれを利用して行う架空のF X取引の勧誘

本件ソフトの購入と本件ソフトを利用して行うF X取引（以下これらを総称して「本件取引」という。）に関し、別紙各出入金一覧表の最初の出金日欄記載の日の前ころ、別紙請求債権目録1「原告氏名」欄記載の原告ら（以下「第1原告ら」という。）は、被告エイが管理するインターネット上のホームページにより、別紙請求債権目録2「原告氏名」欄記載の原告ら（以下「第2原告ら」という。）は、いずれもM i x iなどのSNSサービスその他知人の紹介等を契機として被告T Cが開催する説明会（セミナー）等に参加するなどして、被告T C及びその役員、従業員らから、それぞれ勧誘を受けた。

原告らは、本件ソフトが一流のプロトレーダーが無数のノウハウ・ロジック等に基づいて作成した「F X自動売買ソフト」であり、年利30%以上の安定した運用実績を持つものであって、これを利用したF X取引においては証券会社の内部にあるサーバーによってF Xの自動売買（取引）が24時間行われ、世界有数の先物取引企業グループである米国MAN社の関連会社（MF Global）がカバー取引先となること、また金融商品取引法（金商法）上の分別管理も同社で行われており仮にF X取引の運用会社が倒産しても同社から運用資金が返還されるから安全であること、本件取引は年利約30%の運用利益が得られることなどの被告らの説明を信用し、本件取引を行うこととし、別紙各出入金一覧表の最初の出金欄記載のとおり、被告エイ及び被告T Cが指定する会社名義の口座に本件ソフト利用料を支払い、更に被告エイ及び被告T Cが指定する口座に取引証拠金を支払い、本件取引を開始し、同表記載の「年月日」に「支払額（出金額）」欄記載の金銭を被告らが指定する口座に送金し、「受領・返金額（入金額）」欄記載の金額の送金を受けた。

しかし、被告らの上記説明等にもかかわらず、本件取引におけるF X取引の運用委託先とされる会社は、実際は「121関連ファンド 最高責任者」と称する林云（リン・ユン。JACK LINとも名乗っている。）が取締役を務める香港法人121

INTERNATIONAL INVESTMENT LIMITED（以下「121INT」という。）

であった。そして、そもそも本件取引においては、自動売買ソフトによるFX取引による運用は適正に行われておらず、したがって年利30%を超える運用利益も出ておらず、また米国MAN社の関連会社との間のカバー取引も金商法上の分別管理もされておらず、被告らの説明はいずれも完全な虚偽であった。

（２）被告らの違法行為

本件取引は、本件ソフトを利用したFX取引の具体的売買状況（その結果でなく、個々のFX会社が作成して顧客に提出する委託者別取引勘定元帳等の取引履歴）を見た者はないこと、本件取引の首謀者とされる林云自身が適正な運用を行っていないことを公言していること、その林云は既に海外に逃亡していること、顧客が返金を受けられないことに関する具体的な説明も全くされないことなどからして、それ自体、金銭奪取のために構築された全く架空の「取引」である。

そうであるのに、被告らは原告らに対し、FX取引の運用委託先とされる会社が実際は「121関連ファンド 最高責任者」と称する林云を最高責任者とする121INTであることやその運用方法については全く説明することなく、むしろカバー取引や金商法上の分別管理については虚偽の事実を告げて、将来年利約30%（毎月平均2%強）もの運用利益が出ることが間違いないような事実を告げて、原告らに金員を支払わせたものであるから、このような行為について不法行為が成立する。

（３）被告らの責任

① 第1原告らに対する被告エイ及び被告安在の責任

本件取引の勧誘行為は、いずれも違法性を有するところ、第1原告らに対する違法行為は、被告エイが作成したホームページ、資料等に基づく定型的なものであり、口頭においても被告安在らは同様に（むしろ口頭では、より一層リスクがないとか利益が得られると強調した）勧誘行為を行っていたことからすれば、当該勧誘行為の違法は被告エイの勧誘（営業）方針に由来する構造的な事象であり、したがってこれを構築して行い、また従業員と共同して勧誘行為を行った（あるいは従業員らを

して行わせた) 被告安在は、第1原告らに対し、不法行為責任を負う(民法719条1項、709条)。被告安在は、被告エイの代表取締役として被告エイの勧誘行為が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、あえてこれをせず、違法な本件取引を会社として行ったものであるから、会社法429条1項に基づく責任を負う。

被告エイは、被告安在の不法行為に基づく責任(会社法350条)、従業員ら被用者の不法行為に基づく使用者責任(民法715条1項)を負うことはもちろん、これら違法行為が被告エイの勧誘(営業)方針に由来する構造的現象であることから、法人として固有の不法行為責任を負う(民法709条)。

② 第2原告らに対する被告らの責任

本件取引の勧誘行為は、いずれも違法性を有するところ、第2原告らに対する違法行為は、被告TCが作成した定型性を有する資料等に基づくものであり、口頭においても被告TCの役員ないし従業員らは同様の(むしろ口頭では、より一層リスクがないとか利益が得られると強調した)勧誘行為を行っていたことからすれば、当該勧誘行為の違法は被告TCの勧誘(営業)方針に由来する構造的事実であり、これを構築して行い、また従業員と共同して勧誘行為を行った(あるいは従業員らをして行わせた)被告下野、被告鶴田、被告坂本、被告青柳及び被告大川は、組織として一体となって、共同して勧誘行為を行った結果、原告らに損害を被らせたといえるから、連帯して共同不法行為責任を負う(民法719条1項、709条)。

被告下野は、第2原告らが被害を被った当時、被告TCの代表取締役として、被告TCの勧誘行為が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、あえてこれをせず、違法な本件取引を会社として行ったものであるから、会社法429条1項に基づく責任を負う。また、取締役会設置会社である株式会社の取締役は、代表取締役に対する監視監督義務を負うこと、監視監督義務の対象は取締役会に上程された事項に限定されることなく、代表取締役の業務執行行為全般に及ぶものであると解されること、監視監督義務遂行のため必要があるときには取締役会を招集

又は招集請求することが取締役の任務であると解され、被告TCにおいて上記のと
おりの違法行為が常態として行われていたことからすれば、被告鶴田、被告坂本、
被告青柳、被告大川は取締役として、代表取締役の業務執行について取締役会を招
集するなどしてその是正をすべきであったところ、なんらなすところなくその監督
義務を尽くさなかったことには、少なくとも重大な過失があったことは明らかであ
り、同被告らは会社法429条1項所定の損害賠償責任を負う。

被告TCは、被告下野及び被告鶴田の不法行為に基づく責任（会社法350条）
を負うこと、従業員ら被用者の不法行為に基づく使用者責任（民法715条1項）
を負うことはもちろん、これら違法行為が被告TCの勧誘（営業）方針に由来する
構造的現象であることから、法人として固有の不法行為責任を負う（民法709条）。

被告エイは、本件ソフトの製造販売元であること、被告エイの代理店として被告
TCが販売した本件取引の契約相手方として被告エイが記載されていることから、
被告TCによる第2原告らに対する勧誘行為について、被告エイ及び被告安在がこ
れを共同して行ったものといえるから、被告エイ及び被告安在は、第2原告らに対
し、連帯して共同不法行為責任を負う（民法719条1項、709条、なお被告エ
イに対して会社法350条）。また、被告安在は、被告エイの代表取締役として会社
法429条1項に基づく責任を負う。

（4）原告らの請求

第1原告らは、被告エイ及び被告安在に対し、連帯して、①別紙請求債権目録1
「損害額」欄記載の出捐金額相当損害金（出捐金額－返金額）と②同「弁護士費用
相当損害額」欄記載の弁護士費用相当損害金（①の金額の1割相当）の合計額の損
害賠償とこれに対する被告らへの最終の訴状送達の日翌日である平成23年4月
27日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

第2原告らは、被告らに対し、連帯して、①別紙請求債権目録2「損害額」欄記
載の出捐金額相当損害金と②同「弁護士費用相当損害額」欄記載の弁護士費用相当
損害金の合計額の損害賠償とこれに対する同日から支払済みまで同様の遅延損害金

の支払を求める。

3 被告エイ及び被告安在の主張

被告エイ及び被告安在（以下「被告エイら」という。）は、原告らに対して、本件ソフトを利用し、FX取引を行って運用することにより、恒常的に高い利益を上げられると宣伝したことはない。また、被告エイらは、本件ソフトによるFX取引には一切関与しておらず、本件ソフトの販売に関与したのみである。被告エイらは、本件ソフトによる運用行為には一切関与していない。

第1原告らのうち、原告■■■■■、原告■■■■■及び原告■■■■■は被告エイらに勧誘されたものではない。原告■■■■■については、代表者である■■■■■が被告エイのインターネット上のホームページを閲覧したことにより、Art Fxの存在を知り、自ら被告エイらに照会をかけて、Art Fxを購入したものであって被告エイらが勧誘したことはない。

被告エイらは、林から本件取引の内容の説明を受けた上で、121証券株式会社（以下「121証券」という。）のオフィスにおいてシステムの現物を見て、そのトラックレコードを確認したことから、本件取引による従前の運用実績は年利約30%（毎月約2%強）の運用利益を上げてきたものであると信じて、原告らに対してかかる説明を行ったものであり、殊更に虚偽の事実を宣伝したのではない。また、カバー先FX会社が米国大手のMF Globalであり、金商法上の分別管理がされているから、FX取引の運用会社が倒産等の事態になってもMF Globalから運用資金が返還されるとの説明についても、被告エイらは林からその旨の説明を受け、MF Global名義の月次の運用報告書を毎月確認していたことから、説明通りの事実があると信じていたのであり、殊更に虚偽の説明をしたものではない。被告エイらが、本件取引における運用機関が121INTであると説明しなかった事実は認めるが、その説明をしなかったのは、被告安在が林から、Just Smart LTD.（以下「JS」という。）は、121INTの関連会社であり、Art Fxの運営のために設立した会社であるため、同社を運用会社としてArt Fxを販売してほしい旨指示されたため、

これに従ったものである。

被告エイらは本件ソフトの勧誘に際して、本件取引による運用益について「将来年間約30%（毎月2%強）もの利益が出ることが間違いないような事実」を告げたことも一切ない。資料（乙イ2、乙イ3）には、過去の運用実績（これについて被告エイらは真実であると信じていた）との比較で、利益が「期待できます」との記載がされているのみであり、利益が上がることが確実であるなどとは一切記載されていない。むしろ同資料には、「元本の保証及び運用益の保証は一切ない」旨が明記されている。

本件ソフトのデジタルデータの開発、完成、並びにシステムの運用・管理については全て林ないしその関連会社が行っていたのであり、被告エイらは林が開発・完成した本件ソフトのデジタルデータをCD、USBメモリ等の媒体に落とし込んだのみである。また、Art Fxについては被告エイと被告TCとの間で、被告エイが被告TCに販売の代行を委託する業務委託関係（乙イ1）があったが、All Empower Tradingに関しては、被告らはAll Empower LTD.（以下「AE」という。）からのライセンスコードの取得、デジタルデータの複製、購入者への商品発送及び一部商品説明会において被告安在が被告TCの名刺を使用して説明を行った範囲で関与したのみであり、f(x)=functionについては、被告TCがデジタルデータの複製、販売を自ら行っていたものであり、被告エイらはライセンスコードの取得のみに関与していたにすぎず、デジタルデータの複製及びソフトウェアの販売には一切関与していない。

4 被告TC、被告鶴田、被告下野、被告坂本、被告青柳、被告大川の主張

被告TC、被告鶴田、被告下野、被告坂本、被告青柳及び被告大川（以下「被告TCら」という。）は、本件ソフトが自動的に運用を行う旨を説明したにとどまり、恒常的に高い利益を上げられると説明したものではない。また、被告TCらは、FX取引には関わっておらず、あくまで本件ソフトの販売代理を行っていたにすぎない。また、第2原告らのうち原告番号13（■■■■■）、19（■■■■■）、22（■■■■■）

■■■■)、34 (■■■■)、35 (■■■■) 及び37 (■■■■) の各原告に関しては、被告TCらが商品説明を行った事実はない。

被告TCらが為したのは、本件取引の勧誘ではなく、本件ソフトの販売に関する商品説明である。そして、本件ソフトは、自動的に運用を行うシステムを含んでいるため、システムの機能に関する説明の一環として、本件ソフトの自動運用に伴う過去の運用実績例を説明し、その上で、30%という数字は、参考までに本件ソフトの自動運用に伴う運用利益の目標の一つを説明したに過ぎず、断定的判断ないし予測を示したものではない。販売代理を委託されていた被告TCらは、商品に付随する情報として、運用会社が金商法における分別管理を履行しておりコンプライアンスに問題がない旨の情報を与えられていたのみであるから、買主に対し、運用会社の実体及び運用方法について説明することは、そもそも不可能であった。

第3 裁判所の判断

1 被告らの不法行為責任について

(1) 認定事実

証拠及び弁論の全趣旨により以下の事実が認められる。

被告安在(乙イ8、被告安在本人)は、平成19年1月、被告エイを設立し(記録中の登記事項証明書)、平成20年3月頃、知人の後藤■■■■(甲A22)から、いずれも香港法人である121証券投資有限公司(121証券、甲A1の1)、及び、121国際投資有限公司(121INT、甲A1の2)の取締役を務める林云を紹介され、平成20年9月頃、林から、121証券の関連会社であるJust Smart LTD.

(JS)が開発したFX(外国為替証拠金取引)の自動売買システム(ソフト)の販売を要請された。被告安在は、その際の林の説明が、システムの理論面や実績について具体的であったことや、121証券の本社において、実際にシステムが稼働し、システムエンジニアが作業を行っているという現場を見せられ、JSのシステムが、斬新な理論を取り込んだ最新のFX自動売買システムであると信じて、被告エイがその販売を受託することを承諾した。そして、被告エイは、平成20年12

月1日から、J Sの委託を受けて Art Fx の販売代理を開始し、同時に被告T C（代表取締役被告下野、記録中の登記事項証明書）との間で、「Art Fx 業務委託基本契約書」（乙イ1）を作成し、被告T Cに対し、Art Fx の販売を委託し、1個の販売あたり22万円の報酬の支払を約した。

Art Fx の販売委託を受けるにあたり、被告安在は、林から、Art Fx のシステムの特徴について、Art Fx は、F X自動売買取引システムであり、プログラムされた優秀な売買ルールに従って、顧客の口座に入金すれば、売買サインに従って顧客に代わって24時間休むことなく、F X売買取引を自動実行し、Art Fx での運用は海外証券会社（J S）で証券会社内のサーバーが自動売買を行うこと、また、Art fx は、J Sに口座を開設して資金を送金し、その資金を MF Global 等のカバー先F X会社において運用するためのシステムであるとの説明を受け、販売にあたり、被告エイのホームページ（甲A8の1）及び商品説明資料（甲A8の2、乙イ2）にも、顧客勧誘のために同旨の説明を記載し、口頭でも同旨の説明をして顧客を勧誘した（甲A19）。しかし、林は、Art Fx を購入した顧客がJ Sに口座を開設して送金した資金を MF Global 等のカバー先F X会社においてF X取引で運用することはしておらず（甲A2、甲A12、甲A15）、Art Fx というF X自動売買取引システムやJ Sにおけるシステム運用などは実際に存在しないにもかかわらず、これがあるかのように虚偽の事実を告げて、顧客から支払われる Art Fx 購入代金及びF X取引のための投資資金を詐取していたにすぎなかった。

Art Fx を購入した顧客は、J Sに対してF X取引資金を送金して資金運用することが不可欠の前提であったにもかかわらず、被告エイの代表取締役であった被告安在、被告T Cの代表取締役であった被告下野、被告T Cの取締役であった被告鶴田（乙ロ9、被告鶴田本人）、被告坂本、被告青柳、被告大川は、いずれも上記のとおり、あたかも実際に機能しF X取引に運用されているシステムであるかのように説明して Art Fx を販売することを受託したが、その受託にあたり Art Fx の運用結果として本来あるべき取引履歴を確認したことすらない。その結果、顧客に対し、結

果的に林から聞いた全く虚偽の説明内容を伝えて、Art Fx の購入及びその必然的な結果として生ずる J S に対する F X 取引への投資を勧誘していたことになる。

平成 21 年 6 月 1 日、被告エイは、被告 T C との間で、Art Fx と同様に顧客から投資資金を詐取するための架空のシステムとして林が販売していた f(x)=function (甲 A 9) について、被告 T C が販売することに伴い、被告エイが被告 T C から 1 製品あたり 4 万円の監修及び仲介手数料の支払を受ける合意をした (乙ロ 7)。被告 T C は、被告エイとの上記合意に基づき、Art Fx と同様に、F X 自動売買取引システムや J S におけるそのシステム運用などは実際に存在しないにもかかわらず、これがあるかのように虚偽の事実を結果的に告げて、f(x)=function を販売し、必然的な結果として生ずる J S に対する F X 取引への投資を勧誘した (甲 A 20)。

平成 21 年 11 月 20 日、被告エイは、被告 T C との間で、「委託販売基本契約書」(乙ロ 8) を作成し、Art Fx 及び f(x)=function と同様に顧客から投資資金を詐取するための架空のシステムとして林が販売していた All Empower Trading (甲 A 10、乙イ 3) について、被告エイが被告 T C に販売の代行を委託し、被告 T C に対し、製品 1 個あたり 28 万円の報酬を支払うことを約し、被告 T C は、この合意に基づき、F X 自動売買取引システムや口座開設会社である All Empower LTD. (A E) におけるシステム運用などは実際に存在しないにもかかわらず、これがあるかのように虚偽の事実を結果的に告げて、All Empower Trading を販売し、必然的な結果として生ずる A E に対する F X 取引への投資を勧誘した (甲 A 21)。

(2) 判断

上記認定事実によれば、被告らは、林と共同して、林が顧客からソフト購入代金及び F X 取引のための投資資金を詐取する手段として作り上げた架空のシステムである本件ソフトの販売をしたものと認めることができる。被告らは、結果的に、本件ソフトを購入した顧客からソフト購入代金及び F X 取引のための投資資金を詐取するという林の詐欺行為に加担していた。そして、被告らが本件ソフトを販売し、又は販売に関与して利益を得るにあたり、本件ソフトの運用結果として本来あるべ

き取引履歴（利益を上げる前提となる本件ソフトを利用したF X取引の具体的取引状況を示すもの）を確認するなど必要な注意をすれば、林の説明した本件ソフトの運用状況が架空のものであることを知ることができたにもかかわらず、その注意を怠って顧客への本件ソフトの販売に関与したものであって、顧客が本件ソフトを購入して林から金銭を詐取されたことについて、被告らにおいても、林との共同不法行為としての過失があったと認めるのが相当である。

被告エイが自ら本件ソフトを販売した顧客が林に詐取された金員については勿論、被告TCが販売した本件ソフトについても販売による利益を被告エイが得ていたから、被告TCが本件ソフトを販売したことによって顧客が林に詐取された金員についても、被告エイ及びその代表取締役である被告安在は、各自連帯して、民法709条、719条1項に基づく共同不法行為による損害賠償責任を負う。

被告TC及びその取締役であった被告下野、被告鶴田、被告坂本、被告青柳、被告大川は、被告TCが本件ソフトを販売したことによって顧客が林に詐取された金員について、各自連帯して、民法709条、719条1項に基づく共同不法行為による損害賠償責任を負う。

2 原告らの請求について

(1) 第1原告らについて

証拠（甲A19、甲Bア～オ、枝番を含む。）及び弁論の全趣旨によれば、第1原告ら（原告番号1～5）が、被告エイ又は被告TCによる上記1認定の虚偽の内容の説明を信じて本件取引を行うこととし、本件ソフトの購入と本件ソフトを利用して行うF X取引に関し、別紙各出入金一覧表記載の「年月日」に「支払額（出金額）」欄記載の金銭を支払い、「受領・返金額（入金額）」欄記載の金額の返金を受けた事実が認められる。米ドルによる支出については、その外貨を調達した価格が損害となるが、公知の外国為替相場によれば、本件取引当時（平成20年12月～平成22年9月）における米ドルの調達価格が、原告らの請求する円換算率である1ドル82.825円を上回っていたことが認められるから、原告らの請求する円換算率

による損害を算定するのが相当である。

したがって、被告エイ及び被告安在は、民法709条、719条1項に基づき、連帯して、第1原告らに対し、①別紙請求債権目録1「損害額」記載の出捐金額相当損害金（出入金一覧表の支払額（出金額）から受領・返金額（入金額）を引いた損害額）と②同目録「弁護士費用相当損害額」欄記載の弁護士費用相当損害金（①の1割相当額）の合計額（同目録「請求金額」欄記載の金員）の損害を賠償するとともに、これに対する不法行為の後である平成23年4月27日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金を支払うべき義務がある。

（2）第2原告らについて

① 原告■■■■及び原告■■■■を除く原告ら

証拠（甲A20、甲A21、甲Bカ〜ム、甲Bモ、甲Bヤ、甲Bヨ、甲Bラ、枝番を含む。）及び弁論の全趣旨によれば、第2原告ら（原告番号6〜39、ただし、原告番号34の原告■■■■及び原告番号37の■■■■を除く。）が、被告エイ又は被告TCによる上記1認定の虚偽の内容の説明を信じて本件取引を行うこととし、被告TCから本件ソフトを購入し、本件ソフトの購入と本件ソフトを利用して行うFX取引に関し、別紙各出入金一覧表記載の「年月日」に「支払額（出金額）」欄記載の金銭を支払い、「受領・返金額（入金額）」欄記載の金額の返金を受けた事実が認められる。

したがって、被告らは、民法709条、719条1項に基づき、連帯して、上記原告らに対し、①別紙請求債権目録2「損害額」記載の出捐金額相当損害金（出入金一覧表の支払額（出金額）から受領・返金額（入金額）を引いた損害額）と②同目録「弁護士費用相当損害額」欄記載の弁護士費用相当損害金（①の1割相当額）の合計額（同目録「請求金額」欄記載の金員）の損害を賠償するとともに、これに対する不法行為の後である平成23年4月27日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金を支払うべき義務がある。

② 原告■■■■（原告番号34）

原告[]については、証拠(甲Bメ、枝番を含む。)及び弁論の全趣旨によれば、被告エイ又は被告TCによる上記1認定の虚偽の内容の説明を信じて本件取引を行うこととし、本件取引に関し、別紙出入金一覧表記載の「年月日」に「支払額(出金額)」欄記載の金銭を支払った事実が認められるが、原告[]が、被告TCから本件ソフトを購入したのは、平成21年12月19日になってからであり(甲Bメ1の6)、それ以前は、被告エイから本件ソフトを購入したと認められる(甲Bメ1の1・2)。

したがって、被告エイ及び被告安在は、民法709条、719条1項に基づき、連帯して、原告[]に対し、①出捐金額相当損害金470万5000円と②弁護士費用相当損害金47万0500円(①の1割相当額)の合計額517万5500円の損害を賠償するとともに、これに対する不法行為の後である平成23年4月27日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金を支払うべき義務がある。他方で、被告TC、被告下野、被告鶴田、被告坂本、被告青柳及び被告大川は、民法709条、719条1項に基づき、連帯して、別紙出入金一覧表記載の原告[]の本件取引のための支払額のうち、平成21年12月19日に被告TCから本件ソフトを購入した日以後の支払額合計305万2500円相当の出捐金額相当損害金とその1割相当額30万5250円の弁護士費用相当損害金の合計335万7750円及びこれに対する同様の遅延損害金を支払うべき義務がある。

③ 原告[](原告番号37)

原告[]については、証拠(甲Bユ、枝番を含む。)及び弁論の全趣旨によれば、被告エイ又は被告TCによる上記1認定の虚偽の内容の説明を信じて本件取引を行うこととし、本件取引に関し、別紙出入金一覧表記載の「年月日」に「支払額(出金額)」欄記載の金銭を支払い、「受領・返金額(入金額)」欄記載の金額の返金を受けた事実が認められるが、同原告が、被告TCから本件ソフトを購入したのは、平成21年12月18日にAll Empower Tradingを5万2500円で購入したのが始めてであり(甲Bユ2、甲Bユ4の1～6)、それ以前は、被

告エイから本件ソフトを購入したと認められ（甲Bユ1の2）、かつ、被告TCから購入した All Empower Trading によるFX取引のためのAEへの送金は、平成22年1月21日の4961.51米ドルのみであると認められる（甲Bユ1の12）。

したがって、被告エイ及び被告安在は、民法709条、719条1項に基づき、連帯して、原告[REDACTED]に対し、①出捐金額相当損害金1940万7264円と②弁護士費用相当損害金194万0726円（①の1割相当額）の合計額2134万7990円の損害を賠償するとともに、これに対する不法行為の後である平成23年4月27日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金を支払うべき義務がある。他方で、被告TC、被告下野、被告鶴田、被告坂本、被告青柳及び被告大川は、民法709条、719条1項に基づき、連帯して、別紙出入金一覧表記載の同原告の本件取引のための支払額のうち、平成21年12月18日に被告TCから購入した All Empower Trading の購入額5万2500円と All Empower Trading によるFX取引のための支出4961.51米ドル（1米ドル82.825円で円換算して41万0937円）の合計46万3437円相当の出捐金額相当損害金とその1割相当額4万6343円の弁護士費用相当損害金の合計50万9780円及びこれに対する同様の遅延損害金を支払うべき義務がある。

東京地方裁判所民事第33部

裁判長裁判官 小林 久 起

裁判官 寺 垣 孝 彦

裁判官 見 原 涼 介

(別紙)

当事者目録

原告 〇〇〇〇 ほか38名 (別紙原告目録のとおり)

原告ら訴訟代理人弁護士	荒	井	哲	朗
同	山	口	貴	士
同	島		幸	明
同	太	田	賢	志
同	佐	藤	顕	子
同	五	反	章	裕
同訴訟復代理人弁護士	浅	井	淳	子

被告 株式会社 エ イ
代表者代表取締役 安 在 〇〇〇〇

被告 安 在 〇〇〇〇
上記2名訴訟代理人弁護士 春 日 秀 文
同 矢 部 陽 一

被告 株式会社 Truth Company
代表者代表取締役 鶴 田 〇〇〇〇

被告 鶴 田 〇〇〇〇

被告 下 野 〇〇〇〇

被告 坂 本 〇〇〇〇

[Redacted]

被 告 青 柳 [Redacted]

[Redacted]

被 告 大 川 [Redacted]

上記6名訴訟代理人弁護士 中 村 治 郎

同 矢 吹 真 理 子

同 三 好 慶

(別紙) 原告目録

原告番号	原告氏名	住所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		

請求債権目録 1

原告 番号	原告氏名	損害額	弁護士費用 相当損害額	請求金額
1		2, 510, 300	251, 030円	2, 761, 330円
2		125, 016, 568	12, 501, 656円	137, 518, 224円
3		510, 300	51, 030円	561, 330円
4		1, 465, 300	146, 530円	1, 611, 830円
5		27, 873, 753	2, 787, 375円	30, 661, 128円
合計		157, 376, 221円	15, 737, 621円	173, 113, 842円

請求債権目録 2

原告 番号	原告氏名	損害額	弁護士費用 相当損害額	請求金額
6		4,001,100	400,110円	4,401,210円
7		4,332,007	433,200円	4,765,207円
8		6,661,740	666,174円	7,327,914円
9		2,682,800	268,280円	2,951,080円
10		8,247,893	824,789円	9,072,682円
11		1,597,500	159,750円	1,757,250円
12		3,000,000	300,000円	3,300,000円
13		5,800,000	580,000円	6,380,000円
14		5,191,065	519,106円	5,710,171円
15		5,276,450	527,645円	5,804,095円
16		3,052,800	305,280円	3,358,080円
17		4,604,000	460,400円	5,064,400円
18		3,901,590	390,159円	4,291,749円
19		700,000	70,000円	770,000円
20		2,511,474	251,147円	2,762,621円
21		4,107,750	410,775円	4,518,525円
22		1,594,000	159,400円	1,753,400円
23		1,600,415	160,041円	1,760,456円
24		9,718,800	971,880円	10,690,680円
25		1,683,762	168,376円	1,852,138円
26		2,300,000	230,000円	2,530,000円
27		5,634,267	563,426円	6,197,693円
28		6,891,809	689,180円	7,580,989円
29		800,000	80,000円	880,000円
30		1,510,300	151,030円	1,661,330円
31		1,473,554	147,355円	1,620,909円
32		3,960,000	396,000円	4,356,000円
33		2,600,000	260,000円	2,860,000円
34		4,705,000	470,500円	5,175,500円
35		1,600,000	160,000円	1,760,000円
36		10,542,770	1,054,277円	11,597,047円

請求債権目録 2

37		19,407,264	1,940,726円	21,347,990円
38		1,308,406	130,840円	1,439,246円
39		3,100,000	310,000円	3,410,000円
合計		146,098,516円	14,609,846円	160,708,362円

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

1

氏名

入金(支払)額合計2,510,300円	-返金額合計0円
=	損害額2,510,300円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.2.20	510,300		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.7.9	1,000,000		FX証拠金
H21.12.25	1,000,000		FX証拠金
合 計	2,510,300円	0円	

出入金一覧表

原告番号

2

氏名



入金(支払)額合計249,813,550円	-返金額合計124,796,982円
= 損害額125,016,568円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.8.8	510,300		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.8.31	110,000USD		FX証拠金
H21.10.15	1,200,000USD		FX証拠金
H21.12.24		1,406,755USD	FX証拠金+配当金
H22.1.14	1,000,000USD		FX証拠金
H22.2.3	700,000USD		FX証拠金
H22.6		100,000USD	FX証拠金+配当金
小計(円)	510,300	0	
合計(USD)	3,010,000USD	1,506,755USD	
円換算	249,303,250	124,796,982	* 3,010,000USD × 82.825円, 1,506,755USD × 82.825円
合計	249,813,550円	124,796,982円	

* 平成23年3月9日17時00分のREUTERS(THOMSON REUTERS。ロイター)配信, TTS, TTBの仲値レートにより計算

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

3

氏名

入金(支払)額合計510,300円	-返金額合計0円
= 損害額510,300円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.7.3	510,300		口座開設料(FXソフト購入費用)
合 計	510,300円	0円	

出入金一覧表

原告番号

4

氏名

入金(支払)額合計1,465,300円	-返金額合計0円
= 損害額1,465,300円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.4.21	510,300		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.4	55,000		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.4.24	300,000		FX証拠金
H21.11.19	300,000		FX証拠金
H21.11.26	300,000		FX証拠金
合 計	1,465,300円	0円	

出入金一覽表

原告番号

5

氏名

入金(支払)額合計27,873,753円	-返金額合計0円
= 損害額27,873,753円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.9.28	510,300		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.11.16	222,209USD		FX証拠金
H22.1.6	108167.74USD		FX証拠金
小計(円)	510,300	0	
小計(USD)	330376.74USD	0	
円換算	27,363,453		* 330376.74USD × 82.825円
合 計	27,873,753円	0円	

*平成23年3月9日17時00分のREUTERS (THOMSON REUTERS。ロイター) 配信, TTS, TTBの仲値レートにより計算

出入金一覧表

原告番号

6

氏名

入金(支払)額合計4,001,100円	-返金額合計0円
= 損害額4,001,100円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.10.6	600,000		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.11.6	1,501,100		FX証拠金
H22.4.26	1,000,000		FX証拠金
H22.6.10	200,000		FX証拠金
H22.7.7	400,000		FX証拠金
H22.8.18	300,000		FX証拠金
合 計	4,001,100円	0円	

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

7

氏名

入金(支払)額合計6,406,910円	-返金額合計2,074,903円
=	損害額4,332,007円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H22.2.21	510,300		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.3.25	296,610		FX証拠金
H21.4.3	447,500		FX証拠金
H21.4.30	150,000		FX証拠金
H21.5.26	150,000		FX証拠金
H21.6.19	200,000		FX証拠金
H21.7.10	200,000		FX証拠金
H21.11.9	1,000,000		FX証拠金
H21.12.1	52,500		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.2.3	1,000,000		FX証拠金
H22.4.19	150,000		FX証拠金
H22.5.13	200,000		FX証拠金
H22.5.20	350,000		FX証拠金
H22.5.27	200,000		FX証拠金
H22.7.28		2,074,903	FX証拠金+配当金
H22.7.29	1,500,000		FX証拠金
合 計	6,406,910円	2,074,903円	

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

8

氏名

入金(支払)額合計6,700,000円	-返金額合計38,260円
=	損害額6,661,740円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H22.5.23	600,000		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.5.28	100,000		FX証拠金
H22.6.13	500,000		FX証拠金
H22.7.5	500,000		FX証拠金
H22.7.6	500,000		FX証拠金
H22.7.10	500,000		FX証拠金
H22.7.21		38,260	FX証拠金+配当金
H22.7.21	2,000,000		FX証拠金
H22.8.26	2,000,000		FX証拠金
合 計	6,700,000円	38,260円	

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

9

氏名

入金(支払)額合計2,682,800円	-返金額合計0円
=	損害額2,682,800円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.4.13	510,300		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.4.25	370,000		FX証拠金
H21.12.15	52,500		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.4.13	1,200,000		FX証拠金
H22.4.13	550,000		FX証拠金
合 計	2,682,800円	0円	

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

10

氏名

入金(支払)額合計8,247,893円	-返金額合計0円
=	損害額8,247,893円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.12.28	600,000		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.12.30	2,782,412		FX証拠金
H22.1.22	2,765,481		FX証拠金
H22.4.8	100,000		FX証拠金
H22.4.14	2,000,000		FX証拠金
合 計	8,247,893円	0円	

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

11

氏名



入金(支払)額合計1,597,500円	-返金額合計0円
= 損害額1,597,500円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H22.1.26	600,000		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.2.3	997,500		FX証拠金
合 計	1,597,500円	0円	

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

12

氏名

入金(支払)額合計3,000,000円	-返金額合計0円
=	損害額3,000,000円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H22.6.8	1,500,000		FX証拠金
H22.6.9	1,500,000		FX証拠金
合 計	3,000,000円	0円	

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

13

氏名

入金(支払)額合計5,800,000円	-返金額合計0円
= 損害額5,800,000円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H22.2.22	600,000		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.3.5	2,000,000		FX証拠金
H22.3.8	2,000,000		FX証拠金
H22.6.21	800,000		FX証拠金
H22.7.27	400,000		FX証拠金
合 計	5,800,000円	0円	

出入金一覧表

原告番号

14

氏名

入金(支払)額合計5,278,270円	-返金額合計87,205円
= 損害額5,191,065円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H22.2.9	600,000		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.2.17	91,270		FX証拠金
H22.3.3	1,000,000		FX証拠金
H22.3.10	1,000,000		FX証拠金
H22.3.18	1,000,000		FX証拠金
H22.5.24		87,205	FX証拠金+配当金
H2.5.26	1,087,000		FX証拠金
H22.8.26	500,000		FX証拠金
合 計	5,278,270円	87,205円	

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

15

氏名

入金(支払)額合計6,076,450円	-返金額合計800,000円
= 損害額5,276,450円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.8.28	498,750		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.9.3	3,725,200		FX証拠金
H21.10.5	1,800,000		FX証拠金
H21.12.21	52,500		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.1.16		800,000	FX証拠金+配当金
合 計	6,076,450円	800,000円	

出入金一覧表

原告番号

16

氏名

入金(支払)額合計3,052,800円	-返金額合計0円
= 損害額3,052,800円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.5.11	510,300		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.5.18	1,000,000		FX証拠金
H21.12.18	52,500		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.12.18	490,000		FX証拠金
H22.4.2	500,000		FX証拠金
H22.4.9	500,000		FX証拠金
合 計	3,052,800円	0円	

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

17

氏名

入金(支払)額合計4,604,000円	-返金額合計0円
=	損害額4,604,000円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H22.4.11	600,000		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.4.14	1,401,000		FX証拠金
H22.4.15	601,000		FX証拠金
H22.5.25	1,501,000		FX証拠金
H22.7.8	501,000		FX証拠金
合 計	4,604,000円	0円	

出入金一覧表

原告番号

18

氏名

入金(支払)額合計3,901,590円	-返金額合計0円
=	損害額3,901,590円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.8.13	499,590		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.8.27	350,000		FX証拠金
H21.10.7	600,000		FX証拠金
H21.12.1	850,000		FX証拠金
H2.3.19	800,000		FX証拠金
H22.7.8	301,000		FX証拠金
H22.9.14	501,000		FX証拠金
合 計	3,901,590円	0円	

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

19

氏名

入金(支払)額合計700,000円	-返金額合計0円
=	損害額700,000円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H22.3.8	600,000		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.3.30	100,000		FX証拠金
合 計	700,000円	0円	

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

20

氏名

入金(支払)額合計2,511,474円	-返金額合計0円
=	損害額2,511,474円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.8.3	510,300		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.8.11	501,174		FX証拠金
H21.12.1	500,000		FX証拠金
H22.5.27	1,000,000		FX証拠金
合 計	2,511,474円	0円	

出入金一覧表

原告番号

21

氏名

入金(支払)額合計4,107,750円	-返金額合計0円
= 損害額4,107,750円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.11.14	600,000		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.11.30	91,750		FX証拠金
H21.12.17	1,816,000		FX証拠金
H22.4.1	500,000		FX証拠金
H22.4.26	500,000		FX証拠金
H22.5.28	400,000		FX証拠金
H22.8.4	200,000		FX証拠金
合 計	4,107,750円	0円	

(別紙)

出入金一覽表

原告番号

22

氏名

入金(支払)額合計1,594,000円	-返金額合計0円
= 損害額1,594,000円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.12.28	600,000		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.1.12	494,000		FX証拠金
H22.6.13	500,000		FX証拠金
合 計	1,594,000円	0円	

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

23

氏名

入金(支払)額合計1,600,415円	-返金額合計0円
=	損害額1,600,415円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.10.16	600,000		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.10.19	367,320		FX証拠金
H21.11.27	96,030		FX証拠金
H22.1.4	52,500		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.1.12	284,565		FX証拠金
H22.4.7	200,000		FX証拠金
合 計	1,600,415円	0円	

出入金一覧表

原告番号

24

氏名

入金(支払)額合計9,838,500円	-返金額合計119,700円
=	損害額9,718,800円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.5.22	510,300		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.6.12	2,483,750		FX証拠金
H21.8.20	2,855,700		FX証拠金
H21.8.21	474,750		FX証拠金
H21.11.30		119,700	紹介料
H21.12.9	52,500		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.12.25	461,500		FX証拠金
H22.4.14	2,000,000		FX証拠金
H22.6.15	1,000,000		FX証拠金
合 計	9,838,500円	119,700円	

出入金一覧表

原告番号

25

氏名

入金(支払)額合計1,956,587円	-返金額合計272,825円
=	損害額1,683,762円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.1.28	510,300		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.2.12	456,250		FX証拠金
H21.8.31	237,537		FX証拠金
H21.12.8	52,500		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.4.14	100,000		FX証拠金
H22.5.13		272,825	FX証拠金+配当金
H22.7.13	100,000		FX証拠金
H22.7.22	500,000		FX証拠金
合 計	1,956,587円	272,825円	

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

26

氏名

入金(支払)額合計2,300,000円	返金額合計0円
= 損害額2,300,000円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H22.4.28	600,000		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.5.7	200,000		FX証拠金
H22.5.14	800,000		FX証拠金
H22.6.4	400,000		FX証拠金
H22.7.21	300,000		FX証拠金
合 計	2,300,000円	0円	

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

27

氏名

■■■■■■■■■■

入金(支払)額合計5,634,267円	-返金額合計0円
=	損害額5,634,267円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.12.21	600,000		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.12.24	4,174,267		FX証拠金
H22.3.17	460,000		FX証拠金
H22.7.22	400,000		FX証拠金
合 計	5,634,267円	0円	

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

28

氏名

入金(支払)額合計6,905,000円	-返金額合計13,191円
=	損害額6,891,809円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H20.12.8	52,500		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.2.20	300,000		FX証拠金
H21.5.27	1,000,000		FX証拠金
H21.6.24	1,000,000		FX証拠金
H21.7.10	1,500,000		FX証拠金
H21.8.12		6,649	FX証拠金+配当金
H21.8.21		6,542	FX証拠金+配当金
H21.9.18	1,000,000		FX証拠金
H21.12.2	52,500		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.8.9	1,000,000		FX証拠金
H22.8.18	1,000,000		FX証拠金
合 計	6,905,000円	13,191円	

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

29

氏名

入金(支払)額合計800,000円	-返金額合計0円
=	損害額800,000円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H22.5.2	600,000		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.5.30	100,000		FX証拠金
H22.7.13	100,000		FX証拠金
合 計	800,000円	0円	

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

30

氏名

入金(支払)額合計1,510,300円	-返金額合計0円
=	損害額1,510,300円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.9.24	510,300		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.10.8	1,000,000		FX証拠金
合 計	1,510,300円	0円	

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

31

氏名

入金(支払)額合計1,473,554円	-返金額合計0円
=	損害額1,473,554円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.2.23	510,300		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.4.22	9080USD		FX証拠金
H21.8.31	2,550USD		FX証拠金
小計(円)	510,300	0	
小計(USD)	11630USD	0	
円換算	963,254		* 11,630USD × 82.825円
合計	1,473,554円	0円	

* 平成23年3月9日17時00分のREUTERS(THOMSON REUTERS。ロイター)配信, TTS, TTBの仲値レートにより計算

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

32

氏名

入金(支払)額合計3,960,000円	-返金額合計0円
=	損害額3,960,000円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H22.2.16	600,000		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.3.23	2,500,000		FX証拠金
H22.6.11	250,000		FX証拠金
H22.8.6	610,000		FX証拠金
合 計	3,960,000円	0円	

(別紙)

出入金一覽表

原告番号

33

氏名

入金(支払)額合計2,600,000円	-返金額合計0円
= 損害額2,600,000円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.11.30	600,000		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.12.7	2,000,000		FX証拠金
合 計	2,600,000円	0円	

出入金一覧表

原告番号

34

氏名

入金(支払)額合計4,705,000円	-返金額合計0円
= 損害額4,705,000円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H20.12.25	52,500		口座開設料(FXソフト購入費用)
H20.12.29	400,000		FX証拠金
H21.7.15	250,000		FX証拠金
H21.10.7	950,000		FX証拠金
H21.12.19	52,500		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.5.25	2,000,000		FX証拠金
H22.7.9	1,000,000		FX証拠金
合 計	4,705,000円	0円	

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

35

氏名

入金(支払)額合計1,600,000円	-返金額合計0円
= 損害額1,600,000円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H22.5.14	600,000		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.7.9	1,000,000		FX証拠金
合 計	1,600,000円	0円	

(別紙)

出入金一覧表

原告番号

36

氏名

入金(支払)額合計10,602,000円	-返金額合計59,230円
=	損害額10,542,770円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H22.4.26	600,000		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.4.28	5,001,000		FX証拠金
H22.5.6	5,001,000		FX証拠金
H22.5.17		59,230	紹介料
合 計	10,602,000円	59,230円	

出入金一覧表

原告番号

37

氏名



入金(支払)額合計19,846,283円	-返金額合計439,019円
=	損害額19,407,264円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H20.12.29	52,500		口座開設料(FXソフト購入費用)
H21.2.12	17,500		FX証拠金
H21.3.11	600,020		FX証拠金
H21.3.18	600,080		FX証拠金
H2.3.27	780,005		FX証拠金
H21.4.16	1,000,080		FX証拠金
H21.4.22	998,023		FX証拠金
H21.5.14	998,036		FX証拠金
H21.5.20	998,052		FX証拠金
H21.5.22	1,998,051		FX証拠金
H21.5.27	9,997,972		FX証拠金
H21.10.19	1124USD		FX証拠金
H21.12.18	52,500		口座開設料(All Empower Tradingソフト購入費用)
H22.1.7	20,213		FX証拠金
H22.1.21		4960.81USD	FX証拠金+配当金
H22.1.21	4961.51USD		FX証拠金
H22.1.22	99,385		FX証拠金
H22.2.2	999,834		FX証拠金
H22.3.4	130,000		FX証拠金
H22.12.21		339.76USD	FX証拠金+配当金
小計(円)	19,342,251	0	
小計(USD)	6085.51USD	5300.57USD	
円換算	504,032	439,019	* 6085.51USD × 82.825円, 5330.57USD × 82.825円
合計	19,846,283円	439,019円	

* 平成23年3月9日17時00分の REUTERS (THOMSON REUTERS。ロイター) 配信, TTS, TTBの仲値レートにより計算

出入金一覧表

原告番号

38

氏名

入金(支払)額合計1,420,602円	-返金額合計112,196円
=	損害額1,308,406円

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H21.1.21	901,091		FX証拠金
H21.7.9	200,000		FX証拠金
H21.10.6	179,011		FX証拠金
H21.12.17	52,500		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.5.15		69,081	口座開設料+配当金
H22.5.30		43,115	口座開設料+配当金
H22.7.27	30,000		FX証拠金
H22.8.25	40,000		FX証拠金
H22.9.13	18,000		FX証拠金
合 計	1,420,602円	112,196円	

出入金一覧表

原告番号

39

氏名

入金(支払)額合計3,100,000円	-返金額合計0円
= 損害額3,100,000円	

年月日	支払額(出金額)	受領・返金額 (入金額)	出入金の名目
H22.6.15	600,000		口座開設料(FXソフト購入費用)
H22.8.5	1,000,000		FX証拠金
H22.8.28	1,000,000		FX証拠金
H22.9.1	500,000		FX証拠金
合 計	3,100,000円	0円	

これは正本である。

平成 2 5 年 1 月 2 1 日

東京地方裁判所民事第 3 3 部

裁判所書記官

橋 本 繭 子

